

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(無償化となる具体的な期間と対象者の例)

期 間	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども

※ 利用者負担以外の費用（医療費や食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い
いただくこととなります。

※ 幼稚園，保育所，認定こども園等と上記サービスの両方を利用する場合は，両方とも無償化
の対象となります。※利用する施設により「保育の必要性の認定」を市から受ける必要があ
る場合があります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問合せ先 結城市 保健福祉部 社会福祉課 障害福祉係

TEL：0296-34-0438 FAX：0296-33-6628

E-MAIL：hukusi@city.yuki.lg.jp